

令和3年2月9日
世田谷保健所生活保健課

世田谷区手数料条例の一部改正について
(食品衛生法の改正による別表の改正)

1 改正趣旨

食品衛生法(昭和22年法律第233号)等の改正に伴い、関係手数料の追加、削除および規定の整備を行う。

2 改正内容

(1) 改正理由

食品衛生法(以下法という)等の改正により、営業許可業種の再編が行われた。また、令和3年6月1日の法施行と同時に都食品製造業等取締条例(以下都条例という)の廃止により、都条例に基づく営業許可業種も廃止される。これらに伴い、関係手数料の追加、削除及び規定の整備を行う必要があるため。

(2) 改正内容(別紙「新旧対照表」参照)

- ①許可業種の再編に伴い、新たに営業許可が必要となった業種について、許可申請および許可更新申請手数料の規定を追加する。
- ②経過措置を踏まえた許可申請手数料を附則に規定する。
- ③都条例廃止により、別表第1の74、74の2、74の3及び75項を削除する。
- ④別表第1で引用する法の条項番号の変更に伴い、規定の整備を行う。

(3) 施行日

令和3年6月1日

3 その他

- (1) 世田谷区手数料条例の改正は、同条例を所管する総務部より、令和3年第1回定例会において提案する。
- (2) 新たに営業許可が必要となった業種を除き、手数料額に変更はない。

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区手数料条例 平成12年 3月13日 条例第3号</p>	<p>○世田谷区手数料条例 平成12年 3月13日 条例第3号</p>
<p><u>附 則</u> (施行期日)</p>	<p>(新規)</p>
<p><u>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第1の16の項の改正規定、同表の17の項から47の項までの改正規定、同表の48の項及び49の項を削り、同表中50の項を48の項とし、51の項から66の項までを2項ずつ繰り上げ、66の2の項を65の項とし、66の3の項を66の項とし、66の4の項を66の2の項とし、74の項から75の項までを削り、75の2の項を74の項とし、75の3の項を75の項とする改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、同年6月1日（以下「基準日」という。）から施行する。</u></p>	
<p>(経過措置)</p> <p><u>2 基準日においてこの条例による改正前の世田谷区手数料条例（以下「改正前の条例」という。）別表第1の16の項から49の項までに規定する次の表の左欄に掲げる手数料を納付してその営業を行っている者が、当該営業を継続するために基準日以後において納付するこの条例による改正後の世田谷区手数料条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の16の項から47の項までに規定する次の表の中欄に掲げる手数料の額については、改正後の条例別表第1の16の項から47の項までの規定にかかわらず、当分の間、次の表の右欄に掲げる額とする。</u></p>	<p>(新規)</p>

改正後			改正前
<u>飲食店営業許可申請手数料（飲食店（移動飲食店又は臨時飲食店を除く。）営業に係るものに限る。）</u>	<u>飲食店営業許可申請手数料（飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。）に係るものに限る。）</u>	<u>8,900円</u>	
	<u>そうざい製造業許可申請手数料</u>	<u>8,900円</u>	
	<u>調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料</u>	<u>5,100円</u>	
<u>飲食店営業許可申請手数料（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業に係るものに限る。）</u>	<u>2,700円</u>		
<u>喫茶店営業許可申請手数料</u>	<u>飲食店営業許可申請手数料（飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。）に係るものに限る。）</u>	<u>5,700円</u>	
	<u>調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料</u>	<u>5,100円</u>	
<u>菓子製造業許可申請手数料（菓子製造業（移動菓子製造業又</u>	<u>飲食店営業許可申請手数料（飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時</u>	<u>8,400円</u>	

改正後			改正前
は臨時菓子製造業を除く。)に係るものに限る。)	飲食店営業を除く。)に係るものに限る。)		
	菓子製造業許可申請手数料	8,400円	
	食品の小分け業許可申請手数料	8,400円	
菓子製造業許可申請手数料(移動菓子製造業又は臨時菓子製造業に係るものに限る。)	飲食店営業許可申請手数料(移動飲食店営業又は臨時飲食店営業に係るものに限る。)	2,700円	
あん類製造業許可申請手数料	菓子製造業許可申請手数料	8,400円	
	食品の小分け業許可申請手数料	8,400円	
アイスクリーム類製造業許可申請手数料	飲食店営業許可申請手数料(飲食店営業(移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。))に係るものに限る。)	8,400円	
	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	8,400円	
乳処理業許可申請手数料	乳処理業許可申請手数料	12,600円	
特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	12,600円	
乳製品製造業許可申請手数料	乳製品製造業許可申請手数料	12,600円	
	食品の小分け業許可申請手数料	12,600円	

改正後			改正前
集乳業許可申請手数料	集乳業許可申請手数料	5,700円	
食肉処理業許可申請手数料	食肉処理業許可申請手数料	12,600円	
食肉販売業許可申請手数料	食肉販売業許可申請手数料	5,700円	
食肉製品製造業許可申請手数料	食肉製品製造業許可申請手数料	12,600円	
	食品の小分け業許可申請手数料	12,600円	
魚介類販売業許可申請手数料	飲食店営業許可申請手数料（飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。）に係るものに限る。）	5,700円	
	魚介類販売業許可申請手数料	5,700円	
魚介類せり売営業許可申請手数料	魚介類競り売り営業許可申請手数料	12,600円	
魚肉ねり製品製造業許可申請手数料	水産製品製造業許可申請手数料	9,600円	
	食品の小分け業許可申請手数料	9,600円	
食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料	冷凍食品製造業許可申請手数料	12,600円	
	食品の小分け業許可申請手数料	12,600円	
食品の放射線照射業許可申請手数料	食品の放射線照射業許可申請手数料	12,600円	

改正後			改正前
清涼飲料水製造業許可申請手数料	清涼飲料水製造業許可申請手数料	12,600円	
乳酸菌飲料製造業許可申請手数料	乳処理業許可申請手数料	8,400円	
	乳製品製造業許可申請手数料	8,400円	
	清涼飲料水製造業許可申請手数料	8,400円	
冰雪製造業許可申請手数料	冰雪製造業許可申請手数料	12,600円	
食用油脂製造業許可申請手数料	食用油脂製造業許可申請手数料	12,600円	
	食品の小分け業許可申請手数料	12,600円	
マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料	食用油脂製造業許可申請手数料	12,600円	
	食品の小分け業許可申請手数料	12,600円	
みそ製造業許可申請手数料	みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	9,600円	
	食品の小分け業許可申請手数料	9,600円	
しょうゆ製造業許可申請手数料	みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	9,600円	
	食品の小分け業許可申請手数料	9,600円	
ソース類製造業許可申請手数料	密封包装食品製造業許可申請手数料	9,600円	
酒類製造業許可申請手数料	酒類製造業許可申請手数料	9,600円	

改正後			改正前	
豆腐製造業許可申請手数料	豆腐製造業許可申請手数料	8,400円		
	食品の小分け業許可申請手数料	8,400円		
納豆製造業許可申請手数料	納豆製造業許可申請手数料	8,400円		
	食品の小分け業許可申請手数料	8,400円		
めん類製造業許可申請手数料	麺類製造業許可申請手数料	8,400円		
	食品の小分け業許可申請手数料	8,400円		
そうざい製造業許可申請手数料	そうざい製造業許可申請手数料	12,600円		
	食品の小分け業許可申請手数料	12,600円		
缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料	密封包装食品製造業許可申請手数料	9,600円		
添加物製造業許可申請手数料	添加物製造業許可申請手数料	12,600円		
<p>3 基準日において改正前の条例別表第1の75の項に規定する食品製造業等許可申請手数料を納付して次の表の左欄に掲げる営業を行っている者が、当該営業を継続するために基準日から令和6年5月31日までの間において納付する改正後の条例別表第1の31の項、33の項、40の項及び44の項から46の項までに規定する次の表の中欄に掲げる手数料の額については、改正後の条例別表第1の31の項、33の項、40の項及び44の項から46の項までの規定にかかわらず、次の表の右欄に掲げる額とする。</p>				(新規)

改正後			改正前		
つけ物製造業	漬物製造業許可申請手数料	7,800円			
	食品の小分け業許可申請手数料	7,800円			
そう菜半製品等製造業	そうざい製造業許可申請手数料	7,800円			
	食品の小分け業許可申請手数料	7,800円			
調味料等製造業	密封包装食品製造業許可申請手数料	7,800円			
魚介類加工業	水産製品製造業許可申請手数料	7,800円			
	食品の小分け業許可申請手数料	7,800円			
液卵製造業	液卵製造業許可申請手数料	7,800円			

別表第1（第2条関係）

事務	名称等	額	徴収時期
16	飲食店営業許可申請手数料 イ 飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。）	18,300円	許可申請のとき。

別表第1（第2条関係）

事務	名称等	額	徴収時期
16	飲食店営業許可申請手数料 イ 飲食店（移動飲食店又は臨時飲食店を除く。）営業	18,300円	許可申請のとき。

改正後				改正前					
	づく飲食店営業の許可の申請に対する審査（卸売市場法（昭和46年法律第35号）に規定する卸売市場外の営業及び卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）に規定する花き市場内の営業（以下「卸売市場外営業」という。）に限る。）	<p>ロ 移動飲食店営業又は臨時飲食店営業</p> <p>イ 飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。）</p> <p>ロ 移動飲食店営業又は臨時飲食店営業</p>	<p>5,600円</p> <p>8,900円</p> <p>2,700円</p>	更新申請のとき。		<p>づく飲食店営業の許可の申請に対する審査（卸売市場法（昭和46年法律第35号）に規定する卸売市場外の営業及び卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）に規定する花き市場内の営業（以下「卸売市場外営業」という。）に限る。）</p> <p>ロ 移動飲食店営業又は臨時飲食店営業</p> <p>イ 飲食店（移動飲食店又は臨時飲食店を除く。）営業</p> <p>ロ 移動飲食店営業又は臨時飲食店営業</p>	<p>5,600円</p> <p>8,900円</p> <p>2,700円</p>	更新申請のとき。	
17	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく調理の機能を有する自動販売機により	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料	7,200円	許可申請のとき。	17	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく喫茶店営業の許可の申請に対する審査	喫茶店営業許可申請手数料	11,500円	許可申請のとき。

改正後				改正前					
	食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可更新申請手数料	5,100円	更新申請のとき。		（卸売市場外営業に限る。）喫茶店営業許可更新申請手数料	5,700円	更新申請のとき。	
18	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	食肉販売業許可申請手数料	11,500円	許可申請のとき。	18	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	菓子製造業許可申請手数料 イ 菓子製造業（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。） ロ 移動菓子製造業又は臨時菓子製造業	16,800円	許可申請のとき。
		食肉販売業許可更新申請手数料	5,700円	更新申請のとき。		菓子製造業許可更新申請手数料 イ 菓子製造業（移動菓子製	5,500円	更新申請のとき。	
							8,400円		

改正後					改正前				
							造業又は 臨時菓子 製造業を 除く。) ロ 移動菓 子製造業 又は臨時 菓子製造 業	2,700円	
19	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	魚介類販売業許可申請手数料 料 魚介類販売業許可更新申請手数料	11,500円 5,700円	許可申請のとき。 更新申請のとき。	19	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくあん類製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	あん類製造業許可申請手数料 料 あん類製造業許可更新申請手数料	16,800円 8,400円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
20	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類競り売り営業の許可の申請に對	魚介類競り売り営業許可申請手数料 料 魚介類競り売り営業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。	20	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請	アイスクリーム類製造業許可申請手数料 料 アイスクリーム類製造業許可更新申請手数料	16,800円 8,400円	許可申請のとき。 更新申請のとき。

改正後					改正前				
	する審査（卸売市場外営業に限る。）					に対する審査（卸売市場外営業に限る。）			
21	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	集乳業許可申請手数料 集乳業許可更新申請手数料	11,500円 5,700円	許可申請のとき。 更新申請のとき。	21	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	乳処理業許可申請手数料 乳処理業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
22	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	乳処理業許可申請手数料 乳処理業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。	22	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料 特別牛乳搾取処理業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
23	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料 特別牛乳搾取	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請	23	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条	乳製品製造業許可申請手数料 乳製品製造業	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。

改正後				改正前					
	の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	処理業許可更新申請手数料		のとき。		の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	許可更新申請手数料		き。
24	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	食肉処理業許可申請手数料 食肉処理業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。	24	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	集乳業許可申請手数料 集乳業許可更新申請手数料	11,500円 5,700円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
25	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	食品の放射線照射業許可申請手数料 食品の放射線照射業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。	25	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳類販売業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	乳類販売業許可申請手数料 乳類販売業許可更新申請手数料	11,500円 5,700円	許可申請のとき。 更新申請のとき。

改正後				改正前					
26	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	菓子製造業許可申請手数料 菓子製造業許可更新申請手数料	16,800円 8,400円	許可申請のとき。 更新申請のとき。	26	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	食肉処理業許可申請手数料 食肉処理業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
27	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	アイスクリーム類製造業許可申請手数料 アイスクリーム類製造業許可更新申請手数料	16,800円 8,400円	許可申請のとき。 更新申請のとき。	27	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	食肉販売業許可申請手数料 食肉販売業許可更新申請手数料	11,500円 5,700円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
28	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請	乳製品製造業許可申請手数料 乳製品製造業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。	28	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請	食肉製品製造業許可申請手数料 食肉製品製造業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。

改正後					改正前				
	請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）					申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）			
29	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	清涼飲料水製造業許可申請手数料 清涼飲料水製造業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。	29	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	魚介類販売業許可申請手数料 魚介類販売業許可更新申請手数料	11,500円 5,700円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
30	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	食肉製品製造業許可申請手数料 食肉製品製造業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。	30	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類せり売営業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	魚介類せり売営業許可申請手数料 魚介類せり売営業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
31	食品衛生法第55条第1項及び	水産製品製造業許可申請手	19,200円	許可申請のとき。	31	食品衛生法第52条第1項及び	魚肉ねり製品製造業許可申	19,200円	許可申請のとき。

改正後					改正前				
	び食品衛生法 施行令第35条 の規定に基づ く <u>水産製品製 造業の許可の 申請に対する 審査（卸売市 場外営業に限 る。）</u>	<u>数料</u> <u>水産製品製造 業許可更新申 請手数料</u>	9,600円	更新申請 のとき。		び食品衛生法 施行令第35条 の規定に基づ く <u>魚肉ねり製 品製造業の許 可の申請に対 する審査（卸 売市場外営業 に限る。）</u>	<u>請手数料</u> <u>魚肉ねり製品 製造業許可更 新申請手数料</u>	9,600円	更新申請のと き。
32	食品衛生法第 55条第1項及 び食品衛生法 施行令第35条 の規定に基づ く <u>氷雪製造業 の許可の申請 に対する審査 （卸売市場外 営業に限る。）</u>	<u>氷雪製造業許 可申請手数料</u> <u>氷雪製造業許 可更新申請手 数料</u>	25,200円 12,600円	許可申請 のとき。 更新申請 のとき。	32	食品衛生法第 52条第1項及 び食品衛生法 施行令第35条 の規定に基づ く <u>食品の冷凍 又は冷蔵業の 許可の申請に 対する審査 （卸売市場外 営業に限る。）</u>	<u>食品の冷凍又 は冷蔵業許可 申請手数料</u> <u>食品の冷凍又 は冷蔵業許可 更新申請手 数料</u>	25,200円 12,600円	許可申請のと き。 更新申請のと き。
33	食品衛生法第 55条第1項及 び食品衛生法 施行令第35条 の規定に基づ く <u>液卵製造業 の許可の申請 に対する審査</u>	<u>液卵製造業許 可申請手数料</u> <u>液卵製造業許 可更新申請手 数料</u>	13,200円 7,800円	許可申請 のとき。 更新申請 のとき。	33	食品衛生法第 52条第1項及 び食品衛生法 施行令第35条 の規定に基づ く <u>食品の放射 線照射業の許 可の申請に対</u>	<u>食品の放射線 照射業許可申 請手数料</u> <u>食品の放射線 照射業許可更 新申請手数料</u>	25,200円 12,600円	許可申請のと き。 更新申請のと き。

改正後					改正前				
	(卸売市場外 営業に限る。)					する審査（卸 売市場外営業 に限る。）			
34	食品衛生法第 55条第1項及 び食品衛生法 施行令第35条 の規定に基づ く食用油脂製 造業の許可の 申請に対する 審査（卸売市 場外営業に限 る。）	食用油脂製造 業許可申請手 数料 食用油脂製造 業許可更新申 請手数料	25,200円 12,600円	許可申請 のとき。 更新申請 のとき。	34	食品衛生法第 52条第1項及 び食品衛生法 施行令第35条 の規定に基づ く清涼飲料水 製造業の許可 の申請に対す る審査（卸売 市場外営業に 限る。）	清涼飲料水製 造業許可申請 手数料 清涼飲料水製 造業許可更新 申請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のと き。 更新申請のと き。
35	食品衛生法第 55条第1項及 び食品衛生法 施行令第35条 の規定に基づ くみそ又はし ょうゆ製造業 の許可の申請 に対する審査 （卸売市場外 営業に限る。）	みそ又はしよ うゆ製造業許 可申請手数料 みそ又はしよ うゆ製造業許 可更新申請手 数料	19,200円 9,600円	許可申請 のとき。 更新申請 のとき。	35	食品衛生法第 52条第1項及 び食品衛生法 施行令第35条 の規定に基づ く乳酸菌飲料 製造業の許可 の申請に対す る審査（卸売 市場外営業に 限る。）	乳酸菌飲料製 造業許可申請 手数料 乳酸菌飲料製 造業許可更新 申請手数料	16,800円 8,400円	許可申請のと き。 更新申請のと き。
36	食品衛生法第 55条第1項及 び食品衛生法	酒類製造業許 可申請手数料 酒類製造業許	19,200円 9,600円	許可申請 のとき。 更新申請	36	食品衛生法第 52条第1項及 び食品衛生法	冰雪製造業許 可申請手数料 冰雪製造業許	25,200円 12,600円	許可申請のと き。 更新申請のと

改正後				改正前					
	施行令第35条の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	可更新申請手数料		のとき。		施行令第35条の規定に基づく氷雪製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	可更新申請手数料		き。
37	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	豆腐製造業許可申請手数料 豆腐製造業許可更新申請手数料	16,800円 8,400円	許可申請のとき。 更新申請のとき。	37	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく氷雪販売業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	氷雪販売業許可申請手数料 氷雪販売業許可更新申請手数料	15,800円 8,200円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
38	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	納豆製造業許可申請手数料 納豆製造業許可更新申請手数料	16,800円 8,400円	許可申請のとき。 更新申請のとき。	38	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	食用油脂製造業許可申請手数料 食用油脂製造業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。

改正後					改正前				
39	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>麺類製造業許可</u> の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	<u>可申請手数料</u> <u>麺類製造業許可更新申請手数料</u>	16,800円 8,400円	許可申請のとき。 更新申請のとき。	39	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>マーガリン又はショートニング製造業許可</u> の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	<u>マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料</u> <u>マーガリン又はショートニング製造業許可更新申請手数料</u>	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
40	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>そうざい製造業</u> の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	<u>そうざい製造業許可申請手数料</u> <u>そうざい製造業許可更新申請手数料</u>	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。	40	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>みそ製造業</u> の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	<u>みそ製造業許可申請手数料</u> <u>みそ製造業許可更新申請手数料</u>	19,200円 9,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
41	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>複合型そうざい製造業</u> 許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	<u>複合型そうざい製造業許可申請手数料</u> <u>複合型そうざい製造業許可更新申請手数料</u>	35,200円 23,300円	許可申請のとき。 更新申請のとき。	41	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>醬(しょう)油製造業</u> 許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	<u>醬(しょう)油製造業許可申請手数料</u> <u>醬(しょう)油製造業許可更新申請手数料</u>	19,200円 9,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。

改正後				改正前					
	く複合型そう ざい製造業の 許可の申請に 対する審査 (卸売市場外 営業に限る。)	更新申請手数 料			く醬(しょう) 油製造業の許 可の申請に対 する審査(卸 売市場外営業 に限る。)	新申請手数料			
42	食品衛生法第 55条第1項及 び食品衛生法 施行令第35条 の規定に基づ く冷凍食品製 造業の許可の 申請に対する 審査(卸売市 場外営業に限 る。)	冷凍食品製造 業許可申請手 数料 冷凍食品製造 業許可更新申 請手数料	25,200円 12,600円	許可申請 のとき。 更新申請 のとき。	42	食品衛生法第 52条第1項及 び食品衛生法 施行令第35条 の規定に基づ くソース類製 造業の許可の 申請に対する 審査(卸売市 場外営業に限 る。)	ソース類製造 業許可申請手 数料 ソース類製造 業許可更新申 請手数料	19,200円 9,600円	許可申請のと き。 更新申請のと き。
43	食品衛生法第 55条第1項及 び食品衛生法 施行令第35条 の規定に基づ く複合型冷凍 食品製造業の 許可の申請に 対する審査 (卸売市場外 営業に限る。)	複合型冷凍食 品製造業許可 申請手数料 複合型冷凍食 品製造業許可 更新申請手数 料	35,200円 23,300円	許可申請 のとき。 更新申請 のとき。	43	食品衛生法第 52条第1項及 び食品衛生法 施行令第35条 の規定に基づ く酒類製造業 の許可の申請 に対する審査 (卸売市場外 営業に限る。)	酒類製造業許 可申請手数料 酒類製造業許 可更新申請手 数料	19,200円 9,600円	許可申請のと き。 更新申請のと き。

改正後				改正前					
44	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく漬物製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	漬物製造業許可申請手数料 7,800円 漬物製造業許可更新申請手数料	13,200円 7,800円	許可申請のとき。 更新申請のとき。	44	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	豆腐製造業許可申請手数料 8,400円 豆腐製造業許可更新申請手数料	16,800円 8,400円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
45	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	密封包装食品製造業許可申請手数料 9,600円 密封包装食品製造業許可更新申請手数料	19,200円 9,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。	45	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	納豆製造業許可申請手数料 8,400円 納豆製造業許可更新申請手数料	16,800円 8,400円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
46	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食品の小分け業の許可の	食品の小分け業許可申請手数料 14,000円 食品の小分け業許可更新申請手数料	21,600円 14,000円	許可申請のとき。 更新申請のとき。	46	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくめん類製造業の許可の申	めん類製造業許可申請手数料 8,400円 めん類製造業許可更新申請手数料	16,800円 8,400円	許可申請のとき。 更新申請のとき。

改正後					改正前				
	申請に対する 審査（卸売市場 外営業に限 る。）					請に対する審 査（卸売市場 外営業に限 る。）			
47	食品衛生法第 55条第1項及 び食品衛生法 施行令第35条 の規定に基づ く添加物製造 業の許可の申 請に対する審 査（卸売市場 外営業に限 る。）	添加物製造業 許可申請手 数料 添加物製造業 許可更新申請 手数料	25,200円 12,600円	許可申請 のとき。 更新申請 のとき。	47	食品衛生法第 52条第1項及 び食品衛生法 施行令第35条 の規定に基づ く <u>そうざい製 造業の許可の 申請に対する 審査（卸売市場 外営業に限 る。）</u>	そうざい製造 業許可申請手 数料 そうざい製造 業許可更新申 請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のと き。 更新申請のと き。
	(削除)				48	食品衛生法第 52条第1項及 び食品衛生法 施行令第35条 の規定に基づ く <u>缶詰又は瓶 詰食品製造業 の許可の申請 に対する審査 （卸売市場外 営業に限る。）</u>	缶詰又は瓶詰 食品製造業許 可申請手数料 缶詰又は瓶詰 食品製造業許 可更新申請手 数料	25,200円 12,600円	許可申請のと き。 更新申請のと き。
	(削除)				49	食品衛生法第 52条第1項及	添加物製造業 許可申請手 数料	25,200円	許可申請のと き。

改正後				改正前				
					び食品衛生法 施行令第35条 の規定に基づ く添加物製造 業の許可の申 請に対する審 査（卸売市場 外営業に限 る。）	料 添加物製造業 許可更新申請 手数料	12,600円	更新申請のと き。
48～73(略)				50～73(略)				
	(削除)			74	食品製造業等 取締条例（昭 和28年東京都 条例第111号） 第3条第1項 の規定による 届出に基づく 行商人の鑑札 及び記章の交 付又は同条第 3項の規定に よる届出に基 づく行商人の 鑑札及び記章 の再交付（卸 売市場外営業 に限る。）	1 行商人の 鑑札及び記 章の交付手 数料 2 行商人の 鑑札及び記 章の再交付 手数料	業種ごと 1,800円 1 件ごと 1,100円	届出のとき。 届出のとき。
	(削除)			74の2	食品製造業等	1 弁当等人	1 件ごと 8,800円	許可申請のと

改正後				改正前					
					取締条例第5条第1項の規定に基づく弁当等人力販売業者の許可の申請又は同条第2項の規定に基づく弁当等人力販売業者の許可の更新の申請に対する審査	力販売業許可申請手数料 2 弁当等人力販売業許可更新申請手数料	に	5,400円	更新申請のとき。
	(削除)			74の3	食品製造業等取締条例第5条の2第1項の規定に基づく弁当等人力販売業者の許可済証の交付又は同条第3項の規定に基づく弁当等人力販売業者の許可済証の再交付	1 許可済証の交付手数料 2 許可済証の再交付手数料	1 件ごと に	1,400円 1,100円	交付申請のとき。 再交付申請のとき。
	(削除)			75	食品製造業等取締条例第5条の3第1項	1 食品製造業等許可申請手数料	業種ごと に	13,200円	許可申請のとき。

改正後					改正前			
					の規定に基づ く製造業者等 の許可の申請 又は同条第2 項の規定に基 づく製造業者 等の許可の更 新の申請に対 する審査（卸 売市場外営業 に限る。）	2 食品製造 業等許可更 新申請手数 料	7,800円	更新申請のと き。